

## 秋田市地域住民用小規模堆雪場事業実施要領

平成25年 9月30日  
市 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市地域住民用小規模堆雪場事業実施要綱（平成25年9月30日市長決裁。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、地域住民用堆雪場事業の事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(事業の対象となる堆雪場の基準)

第3条 要綱第4条第5号に規定する地域住民用堆雪場として過大な規模でないものとは、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域住民用堆雪場の面積が、当該堆雪場が存する街区（市内の町又は字の名称ならびに当該町又は字の区域を道路、鉄道もしくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域）面積の概ね2分の1未満であること（ただし、D I D地区については、この限りでない。）。

(2) 当該堆雪場の数が、1街区につき2箇所以下であること。

(3) 農地を当該堆雪場として使用する場合は、堆雪場1箇所当たり1,000㎡未満であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、地域住民用堆雪場として明らかに広大および過大でないこと。

2 既に要綱第3条第1号に規定する要件と同等とみなされる堆雪場として利用することができる児童遊園地、市有地および既に町内会等が設置する町内会館敷地等固定資産税の減免対象となっている敷地のうち堆雪スペースとして活用できる部分（以下「町内会館堆雪スペース」という。）の面積および数については、前項第1号に規定する地域住民用堆雪場の面積および同項第2号に規定する地域住民用堆雪場の数に含まれ

るものとする。

3 要綱第4条第6号に規定する近隣の状況から判断して地域住民用堆雪場として不要と認められる土地とは、次に掲げる土地をいう。

(1) 地域住民用堆雪場を設置しようとする土地の道路沿いの隣接又は道路（国道、主要地方道および両側に歩道が設置されている幹線道路を除く。次号において同じ。）の向かい側に、既に堆雪場として利用することができる街区公園がある土地

(2) 地域住民用堆雪場を設置しようとする土地の道路沿いの隣接又は道路の向かい側に、既に堆雪場として利用することができる児童遊園地、市有地又は町内会館堆雪スペース（要綱第3条第1号に規定する要件と同等とみなされるものに限る。）がある土地

4 要綱第4条第7号に規定する市長が特に必要と認める基準とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路との高低差が著しく、地域住民用堆雪場としての利用に適しないと認められる土地でないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域住民用堆雪場として明らかに利用に適さないと認められる土地でないこと。

（確認願に係る指定期日）

第4条 要綱第5条の指定の期日は、各年度の11月20日とする。

（設置の届出に係る指定期日）

第5条 要綱第7条の指定の期日は、各年度の11月30日とする。

（設置の届出に係る添付書類）

第6条 要綱第7条第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 土地所有者と納税義務者が異なる場合は、納税義務者の氏名を確認できる書類

(2) 要綱第4条第1号の規定に該当する場合は、農地転用手続きが終了したこと、又は終了する見込みであることを証する書類

(3) 要綱第4条第3号の規定に該当する場合であって、私有地を通行する場合（通行する私有地が公道と同様の形状、利用形態をしており、

明らかに通行に制限がないと認められる場合を除く。)は、その通行に制限がないことを証する書類

(土地所有者の変更に伴う取扱い)

第7条 要綱第7条に規定する届出を行った後、翌年1月1日までの間に土地所有者が変更となった場合については、市長に次に掲げる書類を添えて、速やかに届け出なければならない。

(1) 土地所有者が死亡した場合は、新たに納税義務者となった者が、新たに要綱第7条第4号に規定する委任状(当該新たに納税義務者となった者が当該土地に係る固定資産税の減免手続を要綱第8条の規定により委任する場合に限る。次号において同じ。)

(2) 土地が譲渡された場合は、新たな土地所有者が、土地の使用貸借契約が継続されていることを証する書類および要綱第7条第4号に規定する委任状

2 土地所有者が変更となった場合については、町内会等が期間の満了日までに地域住民用堆雪場を使用できる場合に限り、事業の対象とするものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日から平成27年度までの間における第4条および第5条の規定の適用については、第4条中「11月20日」とあるのは「12月20日」と、第5条中「11月30日」とあるのは「12月28日」とする。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。